

議案第 86 号
議決第 号

始良市定住促進住宅条例の一部を改正する条例の件

始良市定住促進住宅条例の一部を改正したい。よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和5年11月28日 提出
始良市長 湯元 敏浩

始良市定住促進住宅条例の一部を改正する条例

始良市定住促進住宅条例(平成26年始良市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域において、」の次に「小・中学校の維持・存続に向けて」を加える。

第2条に次の1号を加える。

(4) 特例入居 本市に現に持家を有しており、かつ、扶養する児童を小規模校特別認可(特認校)制度を採用する小学校に通学させるため、その校区内の定住促進住宅に入居することをいう。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 本市に定住する(市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されることをいう。)ため住宅を必要とする者又は特例入居をするため住宅を必要とする者であること。

第6条に次の1項を加える。

2 前項第2号に規定する親族の範囲は、住宅困窮度のほか小・中学校の児童生徒数の推移等を考慮して規則で定めることができる。

第8条第1項中「公開抽選等の方法」を「規則で定める優先順位」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の始良市定住促進住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後に入居を希望する者に対して適用し、同日前から引き続き入居している者の取扱いについては、なお従前の例による。